

尾張旭市省エネ設備投資促進補助金 交付申請の手引き

交付申請に当たっては、本手引きをご一読いただきますようお願いします。

申請受付期間

令和8年4月6日(月)～令和8年12月18日(金)

(先着順、予算(3,000万円)がなくなり次第終了します)

実績報告書の最終提出期限

令和9年3月5日(金)

(事業完了後、速やかに御提出ください。)

第1版(令和8年度)
尾張旭市 市民生活部 産業課

	発行日	内容
第1版	令和8年3月25日	初版発行

制度の概要

制度の目的

省エネ設備投資促進補助金は、物価高騰の影響を受けている事業者に対し、省エネ設備を導入又は更新する際の費用を補助することで、事業者の電力等のコスト削減を目的とした設備投資を促し、市内商工業の振興に資することを目的としています。

本制度は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施するものです。

補助率・補助上限額

補助率:補助対象経費(税抜)の1/2

補助上限額:1事業者につき30万円(千円未満切り捨て)

補助対象者の要件

本補助金の対象となる事業者は、以下のいずれにも該当する者とします。

- (1) 市内に事業所を有する小規模企業者、中小企業者であること。

<補足>

補助対象者は、中小企業基本法第2条第1項に規定する「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす法人、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者又は個人事業主とします。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④飲食サービス業、小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※ 会社法において、会社として定義されないと解釈される法人は対象外となります。

対象外の例:一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO 法人、企業組合、事業協同組合 等

- (2) 市税の滞納がないこと。

補助対象事業の要件

本補助金の対象事業は以下に記載のとおりです。

事業	補助対象設備	対象経費						
導入事業 (新規導入)	<p>▼ エアコン、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、給湯器などの場合 トップランナー基準等を満たす設備</p> <p>※ 製品カタログ等で、基準達成のラベル(緑色)又は省エネ基準達成率の表示が100%以上と表示されている設備(下記参考あり)</p> <p>▼ 業務用エアコンの場合 製品カタログ等で、「2015年省エネ法基準値クリア」と表示されている設備</p> <p>▼ 照明器具(LED)の場合 定格光束(lm)を定格消費電力(W)で除した数値(固有エネルギー消費効率)が、下表の基準固有エネルギー消費効率を上回る照明設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>光源色</th> <th>基準固有エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色・昼白色・白色</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>温白色・電球色</td> <td>50.0</td> </tr> </tbody> </table>	光源色	基準固有エネルギー消費効率	昼光色・昼白色・白色	100.0	温白色・電球色	50.0	設備費 工事費
光源色	基準固有エネルギー消費効率							
昼光色・昼白色・白色	100.0							
温白色・電球色	50.0							
更新事業 (設備更新)	<p>▼ トイレの場合 JIS 規格の節水基準(洗浄水量が大便器6.5L以下、小便器4L以下)を満たすトイレ ※JIS A 5207</p> <p>エアコン、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、給湯器、照明器具(LED)等のトップランナー制度の対象範囲外の設備の場合、更新後設備の消費電力や消費水量の削減が見込めることが確認できるもの</p> <p>※ 導入事業(新規導入)は対象外(更新事業(設備更新)に限る)</p>	設備費 工事費 撤去費 処分費						

<参考>トップランナー基準の確認方法

- ▼ 製品カタログ等で、基準達成のラベルが記載されているかご確認ください。
- ▼ 経済産業省資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」でも確認が可能です。

基準達成のラベル
(補助対象)



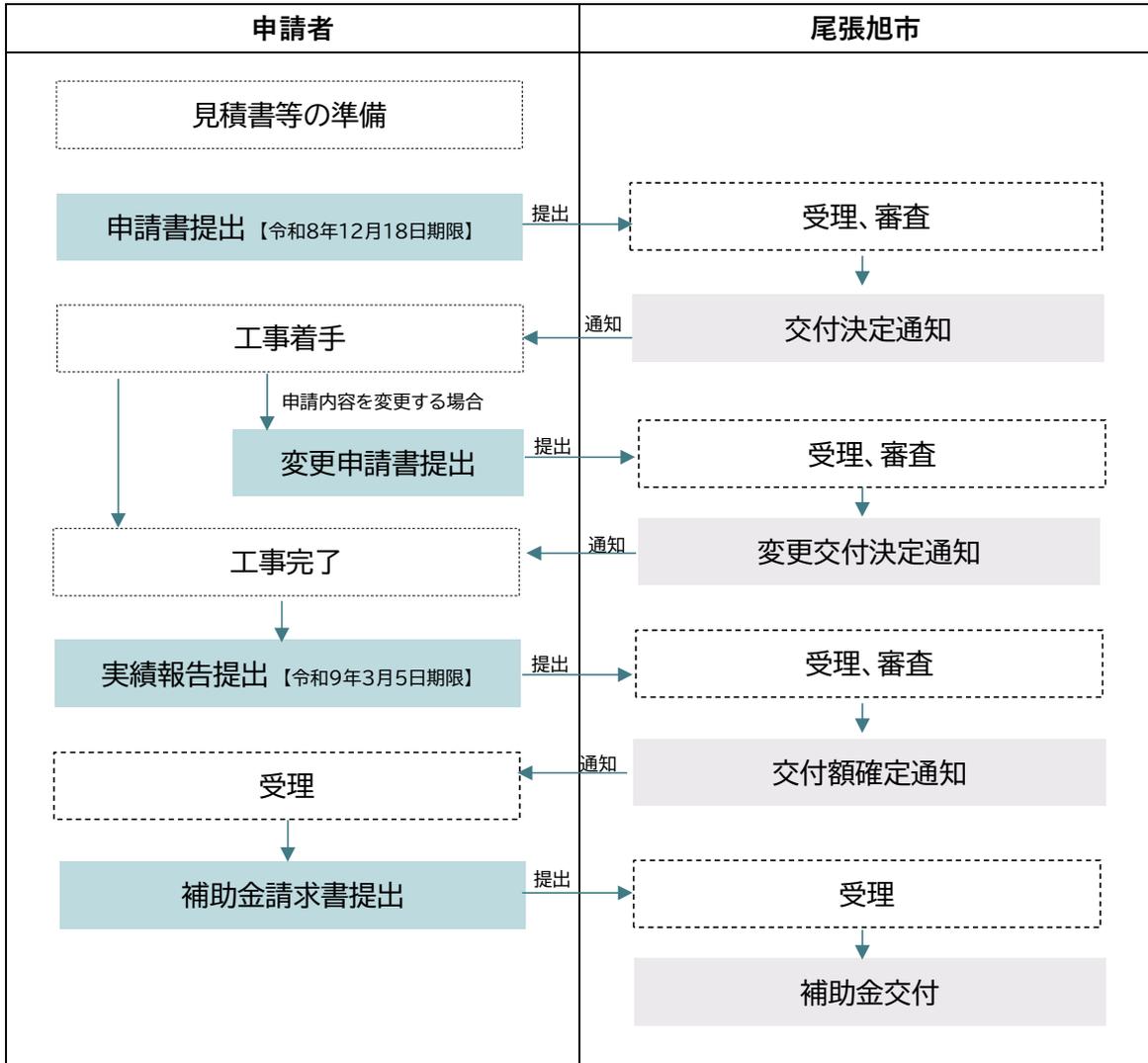
基準未達成のラベル
(補助対象外)



補助対象外となる経費

- ・ 国若しくは地方公共団体又は民間団体等による他の補助金等の補助対象となった事業
- ・ 車両又は情報機器など汎用性の高い設備
- ・ 自宅兼事業所等において、他の居宅スペースと混在(独立していない)し、事業用としての使用に限っていない設備

交付までの流れ



注意 この補助金は、事前申請制のため、**申請前に着手した事業は補助の対象外**になります。

ただし、設備の故障などやむを得ない事情がある場合は、以下の条件を了承のうえで交付決定前着手届を併せて提出いただくことで、**申請日以降に限り、交付決定前の着手が可能**となります。

条件① 申請について交付決定がなされなかった場合または交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと

条件② 着手から交付決定を受けるまでの期間に計画変更を行わないこと。

交付決定前着手届は、省エネ設備投資促進補助事業交付決定前着手届(第4号様式)を使用し、申請期間の間に市産業課へ申請してください。様式は、尾張旭市ホームページ(ID: 30852)に掲載しています。

補助金交付申請

補助金交付申請は、尾張旭市省エネ設備投資促進補助金交付申請書(第1号様式)を使用し、申請期間の間に市産業課へ申請してください。様式は、尾張旭市ホームページ(ID:30852)に掲載しています。

▼ 交付申請手順等について

1. 受付期間 令和8年4月6日(月)～12月18日(金)
※ 先着順、予算がなくなり次第終了
2. 提出方法 以下のいずれかにて、受付期間内に必着
 - ・ 窓口(市役所南庁舎2階 産業課)
 - ・ 郵送(〒488-8666愛知県尾張旭市東大道町原田2600-1 産業課宛)
 - ・ メール(sangyo-shinsei@city.owariasahi.lg.jp 産業課宛)
3. 受付時間
 - ・ 窓口(土日祝日を除く平日9時00分～17時00分)
※ 令和8年10月1日以降は9時00分～16時00分
 - ・ 郵送(随時 ※ 受付期間内での受理分)
 - ・ メール(随時 ※ 受付期間内での受理分)
4. 提出書類
 - (1) 導入事業
 - ・ 交付申請書
 - ・ 見積書(申請額の内訳(明細)が分かるように記載されていること)
 - ・ 導入予定の設備の名称が分かる書類(カタログコピー等)
 - ・ 事業所の図面(予定箇所を図示。手書の間取図でも可)
 - ・ 導入予定の設備が、トップランナー基準又はJIS規格を満たすことが確認できる書類(カタログのコピー等)
 - ・ 設置予定場所の写真
 - (2) 更新事業
 - ・ 交付申請書
 - ・ 見積書(申請額の内訳(明細)が分かるように記載されていること)
 - ・ 更新予定の設備の名称がわかる書類(カタログのコピー等)
 - ・ 事業所の図面(予定箇所を図示。手書の間取図でも可)
 - ・ 以下①、②のいずれかの書類
 - ① 更新予定の設備がトップランナー基準、JIS 規格を満たすことが確認できる書類(カタログのコピー等)
 - ② 消費エネルギー等の削減が確認できる書類(更新前後の設備のカタログのコピー等)
 - ・ 更新前設備の写真
 - ・ 更新前(現状)の設備の名称が分かる書類(設備本体にあるラベル等の写真)

▼ 注意事項

- 交付申請後、事業内容(購入・施行業者や設備、工事、設置場所等)の変更や事業の中止・廃止をする場合は、着手前に変更(中止・廃止)申請が必要となります。ただし、軽微な事項の変更については、手続きが不要となる場合があるため、予め産業課へ相談のうえ、必要となる場合は、省エネ設備投資促進補助事業変更(中止・廃止)申請書(第5号様式)を使用し、速やかに市産業課へ提出してください。様式は、尾張旭市ホームページ(ID:30852)に掲載しています。

実績報告

実績報告は、省エネ設備投資促進補助事業実績報告書(第7号様式)を使用し、令和9年3月5日(金)までに市産業課へ提出してください。様式は、尾張旭市ホームページ(ID:30852)に掲載しています。

▼ 実績報告手順等について

1. 報告期限 令和9年3月5日(金) ※ 工事完了後、速やかにお願いします。
2. 提出方法 以下のいずれかにて、受付期間内に必着
 - ・ 窓口(市役所南庁舎2階 産業課)
 - ・ 郵送(〒488-8666愛知県尾張旭市東大道町原田2600-1 産業課宛)
 - ・ メール(sangyo-shinsei@city.owariasahi.lg.jp 産業課宛)
3. 受付時間
 - ・ 窓口(平日9時00分～17時00分 ※ 土日祝日、12/29～1/3を除く)
※ 令和8年10月1日以降は9時00分～16時00分
 - ・ 郵送(随時 ※ 受付期間内での受理分)
 - ・ メール(随時 ※ 受付期間内での受理分)
4. 提出書類
 - ・ 実績報告書
 - ・ 領収書等の補助対象経費の金額の根拠となる書類
 - ・ 導入(更新)後の設備が申請時の設備と一致していることが確認できる書類(名称や品番が記載された納品書や請求書、名称や品番の写った写真等)
 - ・ 導入(更新)後の設備が設置されていることが確認できる写真(設置後の写真)
※ 設置した設備が、申請時の同等品等である場合は、
 - ・ 設置後の設備が、トップランナー基準又はJIS規格を満たすことが確認できる書類(カタログのコピー等)
 - ※ 設備の位置が、申請時の予定位置から変更した場合は、
 - ・ 事業所の図面(予定箇所を図示。手書の間取図でも可)

補助金額の確定

市で実績報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、通知します。審査において、現地調査等を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

補助金額の請求及び交付

補助金額の請求は、補助金額の確定通知を受け取ったら、省エネ設備投資促進補助金交付請求書(第9号様式)を使用し、速やかに市産業課へ提出してください。様式は、尾張旭市ホームページ(ID:30852)に掲載しています。

請求書に記載する振込先は、申請者と同一名義であることが必要です。

請求書の提出から、概ね4週間以内に、指定口座に補助金を振り込みます。

よくある質問

Q1 個人事業主も申請することができますか。

A1 申請可能です。

Q2 昨年度(令和7年度)に、同じ補助金を申請しましたが、今回も申請できますか。

A2 申請可能です。

Q3 一回の申請で、エアコンと LED 照明などの複数の設備の申請はできますか。

A3 上限額(30万円)の範囲内であれば、複数の設備に係る申請が可能です。

Q4 トップランナー基準をみたす設備はどうやって確認できますか。

A4 製品カタログに緑色の省エネ性マークがついています。

詳しくは右記、省エネ型製品情報サイトで確認ができます。 <https://seihinjyoho.go.jp/>

業務用エアコンなど、一部トップランナー基準を満たす設備であっても、上記サイト内に掲載のない設備があります。その際は、以下、経済産業省資源エネルギー庁 HP で各設備のトップランナー基準を満たしているか確認してください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/

Q5 エアコン、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、給湯器以外には、どのような設備が対象になりますか。

A5 新たに設備を導入する場合は、トップランナー制度の対象設備のうち、車両や情報機器等の汎用性の高い設備を除く設備(※)で、事業に使用するものが本補助制度の対象になります。

更新の場合は、トップランナー制度の対象設備ではない場合は、従前の設備から省エネ化が図られるものが対象です。飲食店の厨房で使用する製氷機、食器洗浄機や、製造現場の工作・塗装機械、換気扇などを対象にした事例もあります。詳しくはお問合せください。

※【本補助制度の対象設備(車両や情報機器等の汎用性の高い設備を除く設備)】

	業種を問わないもの		飲食業のみ
トップランナー制度対象設備	エアコン	電気便座	電気冷蔵庫
	照明器具	ヒートポンプ給湯器	電気冷凍庫
	ストーブ	交流電動機	ガス調理機器
	ガス温水機器	電球	ジャー炊飯器
	石油温水機器	ショーケース	電子レンジ
JIS 規格	トイレ		—

Q6 冷蔵庫、冷凍庫、ガス調理機器、ジャー炊飯器、電子レンジは、家庭用でも対象となりますか。

A6 上記の5つの設備については、申請者が飲食業の場合に限り、対象となります。その際、家庭用・業務用の種別は問いません。

Q7 更新事業の場合、消費エネルギー以外の指標で比較しても良いですか。

A7 その指標について、省エネ性能の比較に用いることが妥当であると認められる場合は可能です。申請前に御相談ください。

Q8 節水型トイレの新規導入や、従前トイレを節水型トイレに更新する場合は補助対象になりますか。

A8 日本産業規格(JIS 規格)の節水基準(洗浄水量が大便秘器6.5L以下、小便器4L以下)を満たすトイレであれば、新規導入、更新いずれの場合も補助対象になります。

Q9 不動産賃貸業を営んでいますが、貸し物件の設備は対象になりますか。

A9 本補助金は市内の事業所で用いている設備の更新が補助対象であり、貸物件は事業所ではないことから対象外です。ただし、共用部分に当たる設備は対象となることがあります。

Q10 自宅兼事業所に設置している設備も補助対象になりますか。

A10 事業所として独立(他の居宅スペースとは混在していない)し、かつ、事業用としての使用に限った設備であることが確認できれば、補助対象となります。上記の旨を証明する書類(図面や写真等)を添付のうえ申請いただく必要がありますので、あらかじめ御了承ください。

Q11 中古品でも補助対象になりますか。

A11 トップランナー基準を満たす設備、または現状の設備より消費する電力等が下がっていれば、補助対象になります。

Q12 設備をリースで導入する場合も対象になりますか。

A12 リースで導入する設備は対象外です。

Q13 交付申請者と補助金の振込先は別でも良いですか。

A13 申請者と振込先名義は、一致している必要があります。

尾張旭市長 殿

申請者 事業所所在地
 法人名・屋号
 代表者職氏名
 担当者名
 連絡先

尾張旭市省エネ設備投資促進補助金交付申請書

尾張旭市省エネ設備投資促進補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
 また、補助用件を確認するに当たり、市税の納付状況を調査することについて承諾します。

事業内容			
設備名等	<input type="checkbox"/> 導入	設備型番等	<input type="checkbox"/> トップランナー基準 <input type="checkbox"/> J I S規格
	<input type="checkbox"/> 更新	更新前	<input type="checkbox"/> トップランナー基準 <input type="checkbox"/> J I S規格 <input type="checkbox"/> 消費エネルギー比較 (前)
		更新後	(後)
設置場所	尾張旭市		
補助事業の完了予定日	年 月 日		
補助対象経費	円		
交付申請額	円		
添付書類	<input type="checkbox"/> 見積書等の補助対象経費の金額の根拠となる書類 <input type="checkbox"/> 導入又は更新前後の設備の名称及びトップランナー基準等への適合状況又は消費エネルギー等が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 設備を導入又は更新する事業所の図面及び写真 <input type="checkbox"/> その他参考となる資料		

記載例

第1号様式（第8条関係）

令和8年5月〇日

尾張旭市長 殿

申請者 事業所所在地 尾張旭市〇〇町〇〇番地
法人名・屋号 株式会社尾張旭商事
代表者名 代表取締役 旭 太郎
担当者名 旭 花子
連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

尾張旭市省エネ設備投資促進補助金交付申請書

尾張旭市省エネ設備投資促進補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
また、補助用件を確認するに当たり、市税の納付状況を調査することについて承諾します。

トップランナー基準及びJIS規格に該当しない設備に更新する場合に限り、消費エネルギーの比較が必要であるため、更新前後の数値の記載が必要です。

導入の場合はこちらの該当する□に✓のうえ、設備型番等を記載	内容	店舗内にトップランナー基準を満たしたエアコンを導入（更新）する。	
	<input type="checkbox"/> 導入	設備型番等 ABC-1234	<input type="checkbox"/> トップランナー基準 <input type="checkbox"/> JIS規格
更新の場合はこちらの該当する□に✓のうえ、設備型番等を記載	<input type="checkbox"/> 更新	更新前 設備型番等 DEF-1234	<input type="checkbox"/> トップランナー基準 <input type="checkbox"/> JIS規格
		更新後 設備型番等 GHI-5678	<input type="checkbox"/> 消費エネルギー比較 (前) (後)
見積書の金額を	設置場所	尾張旭市〇〇町〇〇番地	
税抜で	補助事業の完了予定日	令和8年10月30日	
計上	補助対象経費	455,000円	
	計算例: 455,000円×50% =227,500円≒227,000円	227,000円	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 見積書等の補助対象経費の金額の根拠となる書類 <input type="checkbox"/> 導入又は更新前後の設備の名称及びトップランナー基準等への適合状況又は消費エネルギー等が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 設備を導入又は更新する事業所の図面及び写真 <input type="checkbox"/> その他参考となる資料	

実績報告書の提出期限は
令和9年3月5日ですので、
期限に間に合うように完了日
を設定してください。

交付申請額は
補助対象経費(税抜)の50%
(千円未満切捨て)です。

必要な添付書類が揃っている
か確認のうえ、□に✓をつけて
ください。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 事業所所在地
法人名・屋号
代表者職氏名
担当者名
連絡先

省エネ設備投資促進補助事業交付決定前着手届

尾張旭市省エネ設備投資促進補助金について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいため提出します。

交付決定前着手 が必要な理由	
着手予定日	年 月 日
条件	1 本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。 2 当該事業について着手から交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更を行わないこと。

やむを得ない理由で交付決定前に事業に着手する必要がある場合に事業着手前に提出してください。

第4号様式（第10条関係）

記載例

令和8年〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

申請者 事業所所在地 尾張旭市〇〇町〇〇番地
法人名・屋号 株式会社尾張旭商事
代表者名 代表取締役 旭 太郎
担当者名 旭 花子
連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

省エネ設備投資促進補助事業交付決定前着手届

尾張旭市省エネ設備投資促進補助金について、
したいため提出します。

この欄に記入した日付以降に取り組んだ事業の経費を補助対象経費として計上することが可能です。

交付決定前着手が必要な理由	更新予定設備が壊れてしまい、至急対応する必要が生じたため。
着手予定日	令和8年〇月〇〇日
条件	1 本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。 2 当該事業について着手から交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更を行わないこと。

上記の条件を確認のうえ、提出してください。

年 月 日

尾張旭市長 殿

事業所所在地
法人名・屋号
代表者職氏名
担当者名
連絡先

省エネ設備投資促進補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた尾張旭市省エネ設備投資促進補助金について、事業が完了したので、次のとおり報告します。

事業内容及び 実施状況	<input type="checkbox"/> 交付申請書に記載のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり
補助事業の 完了日	年 月 日
補助対象経費	
補助金額	
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書等の補助対象経費の金額の根拠となる書類 <input type="checkbox"/> 導入又は更新した設備の名称及びトップランナー基準等への適合状況又は消費エネルギー等が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 設備を導入又は更新後の事業所の図面及び写真 <input type="checkbox"/> その他参考となる資料

記載例

令和8年〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

交付申請後にお手元に届く、交付決定通知書の右上に記載されている日付と番号を記入してください。

事業所所在地 尾張旭市〇〇町〇〇番地
法人名・屋号 株式会社尾張旭商事
代表者名 代表取締役 旭 太郎
担当者名 旭 花子
連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

省エネ設備投資促進補助事業実績報告書

令和〇年〇月〇〇日付け〇産第〇〇-〇号

エネ設備投資促進補助金について、事業が完

申請書に記載したとおりに設備を更新した場合は、上の口に✓をつけてください。
申請書に記載した設備が入手できなかったため同等品で代用した等の軽微な変更がある場合は、下の口に✓のうえ、変更内容を記載してください。

事業内容及び 実施状況	<input type="checkbox"/> 交付申請書に記載のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり
実際に かかった 金額を 税抜で 記入	助事業の 完了日 令和〇年〇月〇〇日
	補助対象経費 455,000円
	補助金額 227,000円
	計算例: $455,000 \text{円} \times 50\% = 227,500 \text{円} \div 227,000 \text{円}$
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書等の補助対象経費の金額の根拠となる書類 <input type="checkbox"/> 導入又は更新した設備の名称及びトップランナー基準等への適合状況又は消費エネルギー等が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 設備を導入又は更新後の事業所の図面及び写真 <input type="checkbox"/> その他参考となる資料

交付申請額は補助対象経費(税抜)の50%(千円未満切捨て)です。

必要な添付書類が揃っているか確認のうえ、口に✓をつけてください。
導入(更新)後の設備が申請時の設備と一致していることが確認できる書類として、名称や品番が記載された納品書や請求書、名称や品番の写った写真等の添付が必要です。
上から2番目の書類については、交付申請書に記載したとおりに事業を行った場合は添付不要です。

年 月 日

尾張旭市長 殿

省エネ設備投資促進補助金交付請求書

尾張旭市省エネ設備投資促進補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

請求者	事業所所在地		
	法人名・屋号		
	代表者職氏名		
補助金 請求金額	金 円		
振込先			
金融機関 名		支店名	
種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義 人			

令和8年〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

省エネ設備投資促進補助金交付請求書

尾張旭市省エネ設備投資促進補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

実績報告後にお手元に届く、補助金確定通知書に記載されている補助金交付確定額を記入してください。

請求者	事業所所在地	尾張旭市〇〇町〇〇番地		
	法人名・屋号	株式会社尾張旭商事		
	代表者職氏名	代表取締役 旭 太郎		
補助金 請求金額	金〇〇〇〇〇〇〇円			
振込先				
金融機関 名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店	
種別	普通・当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	
フリガナ	カ)オワリアサヒョウジ			
口座名義 人	株式会社尾張旭商事			

振込先の口座は申請者と同一名義の口座にしてください。
法人名義で補助金を申請し、振込先に代表者個人の口座を指定することはできません。